

## 千葉県健康づくり優良事業所賞表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県健康づくり推進事業所認証実施要領（平成28年4月1日施行、以下「認証実施要領」という。）第16条に基づき実施する千葉県健康づくり優良事業所賞について必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 この表彰の対象となる千葉県健康づくり推進事業所（以下「事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、事業所の認証更新期間に、認証実施要領5条、第6条に定める別表1（以下「別表1」という。）にて評価・選考を実施するものとする。

- (1) 認証実施要領7条に定めるとおり、別表1において、500点以上である事業所。
  - (2) 上記(1)を満たし、事業所の認証更新期間に評価した結果、表彰事業所として選考された事業所。
- 2 既に表彰を受けた事業所においては、事業所の認証更新後、再度表彰の対象外とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が表彰することを不適当と認める場合は対象としない。

(表彰の方法)

第3条 表彰は被表彰事業所に対して賞状及び記念品をもって行うものとする。

- (1) 賞状の様式は、様式第1号のとおりとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年、健康福祉部長が別に定める日に行うものとする。ただし、被表彰事業所として該当する事業所がない場合は、これを行わないものとする。

(表彰の取り消し)

第5条 被表彰事業所が著しく不当な行為を行い、市長が被表彰事業所として適当でないと認めるときは表彰を中止し、又はすでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消された事業所に対しては、すでに受領した賞状の返還を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。